

中国商標法（改正案）正式発表・意見公募開始

筆者：ハンメイ・ツォ (Han-Mei Tso)

2025年12月27日、中国全民人民代表大会常務委員会が、「中華人民共和國商標法（改正案）」を意見公募のために正式に発表しました。今回の改正は、1983年に制定された中国商標法の施行から5回目の変更となり、悪意の登録、手続の効率性及び権利行使の点において制度を徹底的に再構築することとなります。当該改正案では、「5年ごとの使用声明の義務化」や「悪意登録の強制移転」などの前に物議を醸した草案が削除されていますが、悪意の登録出願を阻止し、使用義務を強化し、かつ、手続の効率化を改善するという、中心となる政策目標は変わっていません。

市場における長年の悪意登録問題に対策を講じるために、この改正案において、多面的なガバナンス・メカニズムが導入されています。改正案の第18条により、「使用目的がなく、かつ、通常の生産量と事業のニーズを明らかに超えている」商標出願が登録されるべきではないと明示的に規定され、防衛的登録が商標の「悪意の所持」を構成しているかを判断するための直接的な根拠が提供されています。そのサポートとなる第53条には、悪意を持って第18条に違反し、悪影響を及ぼした出願人が最高100,000人民元（RMB）までの罰金を科せられるという行政処分が導入されています。訴訟権の濫用と更に対抗し、かつ、権利保護と権利濫用との間の境界のバランスを取るために、改正案は第78条において、悪意で起こされた商標訴訟が人民法院により法的に処罰され得ることと、当事者が相手に与えてしまった損害に対する民事責任を負うべきであることが追加されています。例えば、企業が悪意を持って他人の商標を先制して登録した後、後に元の所有者がそれを侵害していると訴える場合、この悪意の訴訟行為は、

裁判所による処罰を受けるだけでなく、相手が受けた経済的損失への賠償も求められます。

実質的な権利保護に関し、改正案は第20条において、著名ブランドの区分を跨ぐ模倣に打撃を効果的に与えるように、「中国において既に登録された」という前提条件を廃止し、包括的な範囲において既知商標の区分を跨ぐ保護を達成することで既知商標への保護に大きな調整が加わっています。更に、デジタル時代の需要に合わせて、改正案の第14条では、登録可能な標識の範囲内の「動き商標」が明示的に含まれています。例えば、デジタル経済時代における多様化されたブランド表示形式の需要に対処するために、短い動画プラットフォーム上の動的ロゴやブランド宣伝におけるアニメーション化された標識などの新しい種類のブランド標識が法的保護を得られると予想されます。

手続の効率化及び保護体制の面においては、改正案においても、重大な調整が行われています。商標登録処理を加速させるために、予備審査に対する異議申立期間が3か月から2か月に短縮され、それにより、ブランド所有者は、より厳格な監視戦略を取り入れる必要があります。同時に、改正案により、行政手続における審理中止規則が強化されます。第40条は、先使用权の判断が、同時期に人民法院により審理されている、又は行政機関により対処されている別の事件の結果に基づき行わなければならない場合に、行政手続は「原則として、一時中断されるべきである」と規定しています。手続は、中断の原因が解消された後のみに再開されます。

法的責任及び損害算定に関して、改正案は、第74条において、「商標使用の排他的権利の意図的な侵害に関し、状況が深刻な場合、損害額に「権利所有者が侵害行為を止めるために払った合理的な支出が含まれる」こととは別に、権利所有者の損失、侵害者の利得、又はライセンス料の倍数に基づき判断された額の1倍～5倍で判定され得る」ことを明確にしています。この規定は、権利所有者

の、損害による実際の損失や侵害利益から選択する権利を回復することとなり、より好ましい損害算定制度が提供されることとなります。

商標使用の規制及び責任の明確化の点に関しては、改正案は、第56条において、「使用が証明された、又は、正当な理由なく3年間連続で使用されていない登録商標が商品の一般名称となった場合、商標局（元国務院商標行政部門）が当該登録商標を取り消し得る」と規定しています。この変更により、使用主義である商標制度を促進し、商標資源の停滞及び浪費を回避し、かつ、正規ブランドによる商標登録の更なる余地を作り出すために、行政機関が先を見越して取り消すことが認められることとなります。また、改正案の第66、67条は、商標代理人及び実務家の違反状況を改善します。悪意登録に協力し、利益相反との関わりを引き受け、又は法的文書を偽造する代理人は、最高200,000人民元

（RMB）までの罰金を科せられます。状況が深刻な場合は、商標関連代理業務の受理が一時中止される場合もあります。関わりを独立して引き受ける、又は複数の代理店で活動する実務家は、最高100,000人民元（RMB）までの罰金を科させられます。これらの措置は、明白な罰則基準を通じて、商標代理事業における清廉性の向上及び産業秩序の規制を目的としています。

今回の改正案は現在、2026年2月10日まで意見公募中です。一般大衆と実務家は、人民代表大会のウェブサイト（www.npc.gov.cn）、又は国家法律規則データベース（flk.npc.gov.cn）にログオンして自身のコメントを提出することができ、全国人民代表大会常務委員会の法制工作委员会（Legislative Affairs Commission of the Standing Committee of the National People's Congress）に意見をメールで送付することも可能です。立法実務とレビューの現段階を考慮すると、商標法改正版は現時点では軽微な調整が行われると推測されますが、2026年内に、おそらく2026年の前半に、法改正が施行されると予期されます。